

そうめん流し器意匠権侵害事件 —公知意匠である2つの部分が結合してなる形状を要部 と認定した事案—

大阪地判令和元年8月29日（平成29年（ワ）第8272号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
弁護士 室谷 和彦

第1 概 要

1 事 案

本件は、原告が、被告が販売等するそうめん流し器「素麺物語」（以下「被告商品」という。）の意匠（以下「被告意匠」という。）は、原告の意匠権（以下「本件意匠権」という。）に係る意匠（以下「本件登録意匠」という。）に類似するものであり、被告が被告商品を販売等する行為は、本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づく被告商品の販売等の差止請求、同条2項に基づく被告商品の廃棄請求、本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金の請求をした事案である。

なお、原告は、上記請求に加え、不正競争防止法2条1項1号・3号違反に基づく請求もなしにしていたが、裁判所は、これらについては判断していないため、以下では意匠権侵害に関する点に絞って紹介する。

2 本件意匠権

登録番号	第1551624号
登 録 日	平成28年5月13日
出 願 日	平成27年8月28日
意匠に係る物品	そうめん流し器
意匠に係る物品の説明	

本物品は、割竹にみたてた連結レールに上流から水を流下させて適宜そうめんを流し、レール上を流れるそうめん、あるいはトレイ内を回転するそうめんをすくい取って食することができるようにし

たものである。本物品の使用に際しては、トレイに水を貯め、本体に内蔵されたポンプでくみ上げられた水が、本体上部の竹筒を模した吐水口から流れ出し、レールを伝って下流のトレイに注がれ、さらにトレイ中央に設置した回転器により水がトレイ内を廻る。本物品は、乾電池で動くポンプを内蔵した本体、連結レール、レールを支える支柱、および乾電池で動く回転器を備えたトレイからなる。

意匠の説明

本物品の本体、連結レール、支柱、および回転器を備えたトレイは、合成樹脂製である。

図 面¹



3 原告の販売商品等

(1) 原告旧商品

原告は、本件登録意匠の意匠登録出願前から、ウォータースライダー型²のそうめん流し器である「流しそうめん 風流」（以下「原告旧商品」という。）を販売していた。

(2) 原告新商品

その後、原告は、同じくウォータースライダー型であるがトレイ部の形状を異にするそうめん流し器「流しそうめん 風流 極」（以下「原告新商品」という。）の販売を開始し（なお、その販売開始時期については、後記のとおり当事者間に争いがある。）、現在に至るまでその販売を継続している。

¹ ここでは、正面図、背面図、底面図、側面図を省略している。

後掲の図面対比表において、本件登録意匠、被告意匠、原告新商品意匠、原告旧商品意匠を対比して示している。

² 裁判所は、概略の構成として、吐水口の設けられた上部から下部のトレイ部に流すためのレール部を有するものを「ウォータースライダー型」と形容している。